

昭和二十五年  
六月二十五日

戦後教育資料

6-3  
255

VI  
241

認可案

〇〇大学設置  
財団法人

春山 220

昭和 年 月 日附 書  
〇〇大学設置のことは大正設置委員会の答申に添ふ次のように認可す  
る

年 月 日

文 部 大 臣

一、位 置 市 町  
二、学 部 〇〇学部

三、附設期 昭和二十五年度  
四、設置条件

VI-241

522  
2-1

告 示 案

学校教育法に依り大学設置委員会の各年に基き昭和二十五年五月二十  
○日付をもつて次の大学の設置を認可した

年 月 日

文 部 大 臣

- 一、名称 ○○大学
- 二、位 置 縣 市 町
- 三、設置者 財団法人 ○○○○
- 四、学 期 ○○学期
- 五、開校時期 昭和二十五年度
- 六、設置の条件

新制大學設置認可に關する新制發表案

本年四月から新制大學として發足すべく文部省に對し設置認可申請中の大學についてはさきに文部大臣からその認可の可否について大學設置委員會に諮問をした。委員會においては六つの審査會においてそれぞれが適當校について申請書を慎重に審査し職員組織については別に特別委員會を設け検討し更に各學校に委員を派遣して實地觀察を行い且つ學校當局の意見をも十分に採取する機会をもつたがその審査の結果を三月二十三日の第三回總會に附議して各學校についての答申を決定した

その答申によつて昭和二十三年度から新制大學として設立を可と認められた學校とその新しい學部組織は次の通りである  
なお大阪理工科大學はこの度の第三回總會までの審査では審査未了となつたがなるべく早い機会に更に審査を受けることにならう。

一 國學院大學（文學部）

二 同志社大學（神學部、文學部、法學部、經濟學部）

三 立命館大學（法學部、經濟學部、文學部）

四 關西大學（法學部、經濟學部、文學部、商學部）

五 上智大學（經濟學部、文學部）

六 關西學院大學（法學部、文學部、經濟學部）

七 神戸商科大學（商學部）

八 日本女子大學（文學部、家政學部）

九 津田女子大學（英文學部）

十 神戸女學院大學（文學部）

十一 慶心女子大學（文學部）

十二 東京女子大學（文學部）

